

秋田県行政組織規則〔抄〕

公 布 昭和56年3月31日規則第21号

第一節 分課等

第二款 事務分掌

(総務部各課の所掌事務)

第五条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

略

広報広聴課

一～十三 略

十四 公文書館に関すること。

略

2 略

第三節 地方機関

第一款 設置

第十五条 法令、条例又はこの規則の定めるところにより次の地方機関を置く。

略

公文書館

略

第二款の四 公文書館

(事務)

第十九条の十一 公文書館は、歴史資料として重要な公文書、古文書その他の記録の保存、利用及び調査研究並びに永年保存文書等の保存に関する事務を行う機関とする。

(名称及び位置)

第十九条の十二 公文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秋田県公文書館	秋田市山王新町十四番三十一号